

山 L P 協第 62 号

平成 26 年 6 月 12 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会

会 長 中 野 泰 雄 (印略)

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための
関係省令及び告示の改正について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の告示検査（いわゆるバルク貯槽の 20 年検査）について、関係省令等が別添のとおり改正（平成 26 年 6 月 4 日付けの公布）され、平成 26 年 9 月 1 日から施行となっていますことをお知らせします。

なお、このたびの改正の概要については別紙のとおりですので、ご参考に資されますようお願い申し上げます。

おって、告示検査の具体的な内容・方法等については、関係行政機関よりご指導等があるものと推察されますので、以後、ご遺漏のないよう特段のご配意をお願いします。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

改 正 案

現 行

（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

十八 貯槽又はバルク貯槽（以下この条及び第二十一条において「貯槽等」という。）であつて販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。

十九（略）

二十（略）

十九（略）

（新設）

二十二（略） 第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等の修理又は清掃（以下この条において「修理等」という。）」とあるのは「第二十二号の検査」と、同号イからヘまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。

二十三（略）

（特定供給設備）

第二十一条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあつては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあつては、その貯蔵能力が千キログラム以上のもの）

（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一（略）

十八 貯槽又はバルク貯槽（以下この条において「貯槽等」という。）であつて販売所内に設置しているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。

十九（略）

（新設）

二十（略）

（新設）

十九（略）

（特定供給設備）

第二十一条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあつては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合にあつては、その貯蔵能力が千キロ

ものに限る。以下この条において同じ。）、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。

2| 貯藏能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯藏能力として前項の規定を適用する。

（新設）

（液化石油ガス設備工事）
第八十七条（略）
2| 第二十二条第二項の規定は、前項の特定供給設備以外の供給設備の貯藏能力について準用する。この場合において、同条第二項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。

（液化石油ガス設備工事）
第八十七条（新設）（略）

（帳簿）
第一百三十一条 法第八十一条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売所ごとに次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（帳簿）
第一百三十一条 法第八十一条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売所ごとに次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

グラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。

2
・
3
(略)

記載すべき場合										記載すべき事項																					
一 ～ 六 (略)										一 ～ 六 (略)																					
七 第 六 条 第 二 十二 号 の 規 定 に よ り バ ル ク 貯 槽 の 検 査 を行 つた 場 合										一 バ ル ク 貯 槽 の 種 類 及 び そ の 製 造 事 業 者 の 名 称																					
八 第 十 六 条 第 二 十二 号 の 規 定 に よ り バ ル ク 貯 槽 の 附 属 機 器 の 検 査 を行 つた 場 合										一 高 压 ガ ス 保 安 法 第 五 十六 条 の 四 第一 項 の 特 定 設 備 檢 查 合 格 證 又 は 同 法 第 五 十六 条 の 六 の 十四 第 二 項 の 特 定 設 備 基 準 適 合 證 の 番 号 及 び 發 行 年 月 日											一 バ ル ク 貯 槽 の 種 類 及 び そ の 製 造 事 業 者 の 名 称										
九 第 十 六 条 第 二 十三 号 の 規 定 に よ り バ ル ク 容 器 の 機 器 の 検 査 を行 つた 場 合										一 機 器 の 種 類 、 製 造 番 号 及 び 製 造 年 月 並 び に そ の 製 造 事 業 者 の 名 称											一 機 器 の 種 類 、 製 造 番 号 及 び 製 造 年 月 並 び に そ の 製 造 事 業 者 の 名 称										
四 住 所 檢 査 の 結 果										四 住 所 檢 査 の 結 果																					

2
・
3
(略)

記載すべき場合										記載すべき事項									
(新設)										(新設)									
(新設)										(新設)									

法第八十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、第一項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる事項にあつては、それぞれ当該各号に定める日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

一 法第四条第一項の書面交付に係る事項 当該販売契約の終了する日

二 次に掲げる保安業務に係る事項（法第二十七条第一項各号の保安業務を他の者に委託している場合に限る。）次に掲げる保安業務が次に実施される日

イ 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検

ロ 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査

三 第十六条第二十二条号又は第二十三号の検査に係る事項 次回の検査を行う日又は当該検査を行つたバルク貯槽若しくは

その附属機器若しくはバルク容器の機器（以下この号において「バルク貯槽等」という。）をくず化し、その他バルク貯槽等として使用することができないように処分する日

法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる保安業務にあつては、当該保安業務が次に実施される日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

法第八十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、第一項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、法第十四条第一項の書面交付に係るものについては契約終了までの間、法第二十七条第一項各号の保安業務を委託している場合については次の各号に掲げる保安業務に係る事項について、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。（当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

一 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検

二 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査

法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から二

年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。（当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

でいる場合に限る。

6
8
(略)

6
8
(略)

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示 新旧対照条文

○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十七号）

改 正 案

現 行

（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査）
第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

する。

一 (略)

二 (略)

一 (略)
二 (略)

イ 外観検査

(1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なものの場合には、非破壊検査による確認は、外

面に代え、内面について行うことができる。

口・ハ (略)

三 検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク貯槽の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ 検査を行つた者の名称又は記号

2

規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバル

（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査）
第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

する。

一 (略)
二 (略)

イ 外観検査

(1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐しよく、割れ、きず、変形等の欠陥がないことを確認すること。

口・ハ (略)

(新設)

2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバル

ク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあっては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到来するときは、これをその日まで延ばすことができる。

イ・ロ （略）

三 検査に合格した附属機器等は、当該附属機器等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ 検査を行つた者の名称又は記号
ロ 検査を行つた年月

ク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあっては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。

二 （略）
(新設)

イ・ロ （略）

参考

◎ 主な改正の概要

・特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例〔規則第21条第2項〕

告示検査に先だち貯蔵能力980kgのバルク貯槽に50kg容器を数本仮設してバルク貯槽内のLPGガスをできる限り消費しようとすると、合算した貯蔵能力が1,000kgを超えるため、特定供給設備の許可及び完成検査の義務が課される。

このため、バルク貯槽にLPGガスを充填できないように封印する等の措置を講じたときは、当該バルク貯槽に貯蔵されているLPGガスの数量を貯蔵能力として特定供給設備の定義を適用し、特定供給設備の許可及び完成検査を免除する。

・液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例〔規則第87条第2項〕

告示検査に先だって貯蔵能力490kgのバルク貯槽へ50kg容器を数本仮設してバルク貯槽内のLPGガスをできる限り消費しようとすると、合算した貯蔵能力が500kgを超えるため、液化石油ガス設備工事の届出の義務が課される。

このため、上記の特定供給設備の特例と同様の考え方で液化石油ガス設備工事の届出を免除する。

・内面について行う非破壊検査〔告示第1条第1項第2項イ(1)〕

貯蔵能力2,900kg以上のバルク貯槽には、高圧ガス貯槽と同じように内面から非破壊検査を行う検査穴を備えたものがあるが、告示検査では外面の非破壊検査を行うこととされている。

このため、内部で作業できるバルク貯槽は、外面に代えて内面の非破壊検査を行うことができる規定を設ける。

・告示検査の記録及びその保存〔規則第131条第1項の表及び同条第4項〕

告示検査の適切な実施を立入検査等で確認できるようにするために、バルク貯槽又は附属機器等の告示検査を行った場合に、液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項及びその保存期間を定める規定を設ける。(例えば安全弁の検査を行った場合は、帳簿に記載し保存することとなります)

・附属機器等の告示検査期間の延長〔告示第1条第2項第1号〕

告示検査の期間は製造日から起算されるが、附属機器はバルク貯槽に先だち製造されるため、附属機器の期限の方が早く到来する。バルク貯槽の告示検査の期限は、最も早く製造された附属機器の製造の日をもって管理する必要があるが、附属機器は種類が多く、製造の日も様々なので管理が煩雑になる。

このため、附属機器の告示検査の期間が経過後1年以内に、当該附属機器が設けられたバルク貯槽の告示検査の期間の最終日が到来するときには、附属機器の告示検査の期間を延長して、バルク貯槽等の告示検査に合わせて行えるようにする。